

駅前に の健康プラザ

町民のお口を健康チェック

北海道医療大学が開設

歯が痛くなる前に定期的に健診を受けて、虫歯や歯槽膿漏を予防することはとても大切です。いつまでも健康な歯を保ち、良く噛んでなんでもおいしく食べられると、脳も刺激されて、ボケ防止や生活の質の向上につながります。

お口の健康チェック、歯の健康相談、ブラッシングなど町民一人ひとりにあったケアを歯科医師、歯科衛生士が行い、必要な場合は、町内の歯科医師に紹介状も書きます。



また空き店舗を利用したこのプラザを、町民同士や町と大学の交流の場に利用してもらえるように、休憩スペースとお茶も用意していますので気楽に寄っていただきたいですね。

医療大学が取り組んでいる「当別町2万人歯の健康プロジェクト」で、町民全員の歯科健診を目指し、歯の健康のモデル地域として町民の健康管理に貢献したいと思っています。

歯の健康プラザ所長 北海道医療大学歯学部 千葉逸朗教授



❖健診日 月・水・金曜
❖健診時間 10時～18時
❖予約・問合せ 健康プラザ
☎23-0503

新しいお店が オープンしました

町商工会が山田靴店跡(弥生52番地・約60㎡)を利用する店舗開業者を募集していたチャレンジショップが、8月1日にオープンしました。

また、町の健康増進に関わっている北海道医療大学が町からの一部支援を受け、JR当別駅前に住民みなさんの歯科健診を行う施設「歯の健康プラザ」を開設しました。

犬用品を扱っています

ケンネルハウスアイリス



町内みどり野でブリーダーショップを開いています。市街から離れていることもあり知らない方が多いので、今回、チャレンジショップを利用して開店しました。かわいい犬の洋服やフード、ケージなど販売しています。

また、トリミング、ペットホテル、子犬の販売予約も行っていますので、お気軽にご相談ください。みどり野のお店にも是非お立ち寄りください。

代表 岩瀬敏子さん

❖営業時間 10時～20時
❖定休日 毎週月曜
❖問合せ 町商工会
☎23-2447

素敵な小物がたくさん テルテル



町内で在住する精神に障がいがある人の憩いの場となっている、つくし共同作業所の製品や近隣作業所の作品などを今回販売することになりました。各作業所の製品を通して地域で障がいをおかかえて生活する方の活動が皆さんに伝わり理解していただけたと思います。つくし作業所は巣箱や大切に育てた野菜などを、近隣作業所からは手作り小物など販売しますのでぜひ立ち寄り見てください。

また、掲示板を設けてさまざまな活動紹介も行い、障がいをおかかえる人たちの充実した活動と商店街の発展に貢献したいと考えています。

代表 北海道医療大学大学院 古川 奨さん



裁判員制度ってなに?

町長の日記

16年8月28日(土)

私の好きな「てっせん」が今年は枯れたのかなと思っていたが添え木がわりのオンコの枝の葉の中で、ある朝咲いているのを見つけた時「アレッ!!お前咲いていたのか?」と思わず叫んだ。

数年前に赤十字奉仕団の湯浅静子委員長さんから長柄の小さい一株をもらってきたものだったがなぜか元気がなくて枯れたものと思っていた。今春、湯浅さんが急逝された後ただだけに淡い青紫の花を見た時は本当に感激した。

今年は異常に暑い夏だったので、うす紫系の花は「涼し気がいい」と感じていたが三年前に親しい方からいただいた「アジサイ」が今年やっと咲いた。

当別市街で道路拡張工事の為、立派なお庭が縮小されるので無理を云って大きな株のままいただいたが二年間咲かなくて待ちどおしかった。育て主の御夫妻が見に来て下さった時は「アジサイ」はまだ四つ五つしか咲いてなかったが生みの親に再会した喜びでかその後、赤紫の珍しい花が沢山咲いた。

裏庭の藤棚が五、六年前に雪の重みで壊れてしまったのを機に取りはずして藤の蔓も根元から切ってしまったのにこれが又毎年つるを伸ばしてくるので何度も切りはらっていたが、今年は格別伸びが良いのでついに可愛想になり新しい棚を作ってやることにした。

異変と云われた猛暑は全国の町にいろいろ災害の爪跡を残したが、お蔭様で当別は特別な事がなくてよかった。

暑いあつい平成16年の夏は終わったが、来年は「鉄線」「紫陽花」「藤」が夫々の紫を競って私にいい寄ってくれる来るだろうか?

当別町長 泉 幸彦

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度で、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する信頼の向上につながることを期待されています。

平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、公布の日(平成16年5月28日)から5年以内に実施されます。

Q1 裁判員はどうやって選ばれるの?



20歳以上の国民のみなさんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、事件ごとに選任のための手続きにより選ばれた人たちです。

Q2 裁判員は、何をやるの?



裁判官3人と裁判員6人が一組となり、法廷で検察官の主張や被告人・弁護人の主張、証拠の内容を見聞きした上で、被告人が有罪かどうか、また有罪であるとしたら、どのような刑が適切かを議論して決めます。裁判員が参加する事件は、殺人罪、強盗致死傷罪、放火罪などの重大事件です。

Q3 どのくらいの期間、裁判所へ行かなければならないの?



多くの裁判は、数日間で終わります。裁判所としても充実した裁判を行い、国民のみなさんの負担を軽くするように努力していきます。

Q4 私は、法律を知らないけれども大丈夫なの?



裁判員の仕事をさせていただくのに必要な知識、例えば、裁判員の権限や、刑事裁判の基本的なルール、法律の内容などについては、裁判官がていねいに分かりやすく説明しますので、ご安心ください。

Q5 裁判員になることは辞退できないの?



広く国民のみなさんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退はできないことになっています。ただ、学生や70歳以上の方は辞退できますし、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も、辞退することができます。

Q6 経済的な補償はしてもらえるの?



旅費や日当などが支給されます。なお、法律によって裁判員の職務を行うのに必要な時間は、職場を離れることが認められています。

詳しくは、裁判所ホームページ：<http://www.courts.go.jp>へ。